

★「香港国家安全法」についての議論は正確に＝大西 広

全人代での「香港国家法」の成立に際して、それが「一国二制度」という国際公約を逸脱しているかどうかについて少し原理的に考えてみたい。今回の立法が「香港特別行政政府基本法」第18条の例外規定、すなわち「国防、外交とその他香港の自治に属さない範囲の法律」を（香港基本法委員会および香港政府の意見を聞いたうえで）決められるという根拠によってなされているからである。つまり、ここでのポイントは「自治の属する法律」か否かであるのにも関わらず、この点を深く検討した議論が西側メディアで不足している。そのため、ここで小文を書くこととした。

ところで、「一国二制度」というのは、鄧小平が英国に約束した「大陸は社会主義、香港は資本主義」という制度であり、厳密に言うとそれに「港人治港」という原則が加わっている。私自身は大陸も別種の「資本主義」と考えているが、それはここで論ずべき対象ではない。要するに両地域それぞれの「体制」をそれぞれが決めるということが「二制度」の中味である。そして、今回の法律が禁止した4項目のうち、①国家分裂と②外部勢力による内政干渉は「二制度」に関わるものではなく、「一国」に関わるものである。そのため、これらは2地域それぞれが議論するのではなく、両地域の代表が共に集まる場＝全人代で決められなければならない。つまり、これらの項目は「一国二制度」の国際公約を逸脱するものではない。

私の考えるところ、④の「中央政府の転覆」も、それが香港の全人代代表が主席や常務委員会の選出で反対票を投じること自体を禁止しているものと考えられない以上、禁止の対象となったのは「全人代が決めた中央政府を中央政府として認めず転覆を謀ること」と理解せざるを得ないと考える。そして、もしそうすれば、これは「一国」に関するイシューであり、つまり「一国二制度」の範囲に属することとなろう。

したがって、争点として残るのは、結局③の「組織的なテロ活動」のみとなろう。そして、私の考えるところ、この「組織的テロ活動」はその活動の範囲が香港内部のものである限り、香港内部の条例で決められるべき事柄である。つまり、これは確かに「一国」マターではなく、「二制度」マターであると私は考える。今回の立法に反対する西側メディアも、こうした緻密な議論が必要なのではないだろうか。

実際、このような条例が香港自身によって決められるべきであることは「香港特別行政政府基本法」の第23条によって規定されており、2003年には香港立法会に「国家安全条例」が上程、審議されている。が、「民主派」の大規模デモで成立に到らなかった。今回は、そのために中央政府が直接に制定するという形式に

なっている。ちなみに、「基本法」第 18 条は「戦争状態或因香港特别行政区内发生香港特别行政区政府不能控制的危及国家统一或安全的动乱而决定香港特别行政区进入紧急状态，中央人民政府可发布命令将有关全国性法律在香港特别行政区实施」と結んでおり、特別行政府が必要なコントロールができない場合、中央政府(全人代常務委員会)は「全国性法律」をそのまま発布・施行できるとしている。

もしそうすると、今回の法律に③の項目が含まれる「悪法」であったとしても、そうした状態を招いてしまった暴徒たちの「悪行」にも言及せざるをえない。私は学生運動以来、一貫して「反暴力」を主張してきたが、それは暴力が運動を破壊するという認識に基づいているからである。そして、それに止まらず、彼らが「独立」を公然と掲げるようになり、かつまた外国勢力の介入を直接に導いているという事情が加わる。簡単に言うと、それがどういうリアクションをもたらすかを考えず、「凶に乗った」ということになろうか。5月29日付け「Diamond online」の姫田小夏氏の記事は「民主派」デモの資金の過半は全米民主主義基金から出されているとの消息を伝えている。全米民主主義基金はその99%までの資金がアメリカ政府から間接的に供給されている対外工作機関である(2004年の情報)。

したがって、私と同じ経過で活動を行なって来た人間が今回も主張すべきは、この「悪法」の問題点だけではなく、それを招いた暴徒の活動への批判でなければならない。後者への批判を行なわなければ、今後もいよいよ「悪法」が通過し、かつ施行されることとなろう。我々が本当に「悪法」を阻止したいと思うのであれば、何をどう変えなければならないのか、そのことを再度整理し直す必要がある。

参考)立法の根拠となっている「香港特別行政府基本法」第 18 条の全文
第十八条 在香港特别行政区实行的法律为本法以及本法第八条规定的香港原有法律和香港特别行政区立法机关制定的法律。全国性法律除列于本法附件三者外，不在香港特别行政区实施。凡列于本法附件三之法律，由香港特别行政区在当地公布或立法实施。全国人民代表大会常务委员会在征询其所属的香港特别行政区基本法委员会和香港特别行政区政府的意见后，可对列于本法附件三的法律作出增减，任何列入附件三的法律，限于有关国防、外交和其他按本法规定不属于香港特别行政区自治范围的法律。全国人民代表大会常务委员会决定宣布战争状态或因香港特别行政区内发生香港特别行政区政府不能控制的危及国家统一或安全的动乱而决定香港特别行政区进入紧急状态，中央人民政府可发布命令将有关全国性法律在香港特别行政区实施。